環境省、東京都、神奈川県同時発表

平成30年１月17日

環境局

**東京都で回収された死亡野鳥における**

**鳥インフルエンザ確定検査の結果について**

　平成30年１月５日に東京都大田区において回収された野鳥の確定検査を実施した結果、「高病原性鳥インフルエンザウイルス」であることが確認されましたので、ご報告します。

1　これまでの経緯

・１月５日にオオタカ１羽の死亡個体を回収

東京都が簡易検査を実施したところ陰性と判明

・１月10日に国立環境研究所が遺伝子検査を実施したところ、Ａ型インフルエンザウイルス遺伝子陽性と判明

・同日、環境省が、発生地周辺10キロメートル圏内を野鳥監視重点区域に指定

・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門において確定検査を実施

２　検査結果

　　本日、Ｈ５Ｎ６亜型陽性・高病原性であることが判明

３　今後の対応

・環境省が指定した野鳥監視重点区域において、野鳥の監視強化を継続

・１月19日に、野鳥監視重点区域における鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査等を

環境省と実施

４　都民のみなさまに対する注意喚起

　鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。仮に、野鳥のふん等に触れた場合であっても、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いいたします。

参考　関連情報　　環境省のホームページ

（高病原性鳥インフルエンザに関する情報、環境省自然環境局野生生物課）

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/>

【問い合わせ先】

環境局自然環境部森林再生担当課長　高木

内線　42-670

直通　03-5388-3557